

「水道料金及び下水道使用料について」

平成25年3月1日

北見市企業局

目 次

I. 水道事業の概要	1
II. 水道料金について		
1. 現在の料金	3
2. 水道料金の算定	6
III. 下水道事業の概要	9
IV. 現在の下水道使用料について		
1. 現在の使用料	1 1
2. 下水道使用料の算定	1 3
V. 前回の答申内容について	1 4

I. 水道事業の概要

●上水道事業

北見・端野地区

留辺蘂地区

●簡易水道事業

協和地区、緋牛内地区

常呂地区

温根湯温泉地区、滝の湯地区、瑞穂地区

●浄水処理方式

区 分	浄 水 処 理
北見・端野地区	広郷浄水場（河川－急速ろ過）
留辺蘂地区	金華浄水場（河川－急速ろ過）
協和地区	協和浄水場（地下水－急速ろ過）
緋牛内地区	緋牛内浄水場（地下水－急速ろ過）
常呂地区	吉野浄水場（河川－膜ろ過）
温根湯温泉地区	温根湯温泉浄水場（河川－膜ろ過）
滝の湯地区	滝の湯浄水場（河川－緩速ろ過）
瑞穂地区	瑞穂浄水場（河川－活性炭・膜ろ過）

※急速ろ過… 原水に凝集剤を投入して沈殿させ大きな懸濁物を除去した後、ろ過層にろ過速度 200～300m/日で二次処理水や凝集沈殿水を通し、ろ過する方式。

※緩速ろ過… 水を何層もの砂利層に緩慢な速度（3～6m/日）で通過させて、砂層表面と砂層に増殖した微生物群によって、ろ過させる方式。

※膜ろ過 … 原水を所要の圧力で膜ろ過設備に供給し、一定の大きさ以上の不純物を物理的に分離しろ過する方式。

●水道事業実績（平成 23 年度末）

区 分	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	普及率 (%)	総配水量 (m ³)
北見・端野地区	105,446	60,023	95.21	13,757,180
留辺蘂地区	4,862	2,821	93.27	770,175
協和地区	433	108	72.65	20,706
緋牛内地区	133	87	86.93	31,216
常呂地区	4,258	2,449	98.41	721,615
温根湯温泉地区	1,472	964	97.42	272,736
滝の湯地区	70	37	59.83	38,206
瑞穂地区	156	91	96.30	66,890
計	116,830	66,580	95.12	15,768,724

※常呂町地区には、4号井戸浄水場を含む。

II. 水道料金について

1. 現在の料金（平成22年10月1日改定）

月額料金表（税抜き）

（1月につき）

用途	口径(mm)	基本料金(円)	従量料金（1 m ³ につき）	
住宅用	13	1,260	使用水量 8 m ³ まで 45円	使用水量 8 m ³ を超える 167円
	20	1,290		
	25	1,320		
	30	1,320		
	40	1,860		
	50	3,040		
	75	3,240		
	100	4,310		
住宅用以外	13	1,830	使用水量 10 m ³ まで 53円	使用水量 10 m ³ を超える 201円
	20	1,870		
	25	1,890		
	30	1,890		
	40	2,430		
	50	3,610		
	75	3,810		
	100	4,880		
	150	8,570		
浴場用		8,820	使用水量 100 m ³ を超える 85円	
臨時用	住宅用以外に2を乗じた額			

※経過措置

料金の統一と改定を合わせて行うことにより、個々の利用者によって大きく上がる下がる区分が生じることから、一定の期間激変緩和措置を講じた。

改定前料金から新料金との差額分について、
H22.10～2年間 1/3 反映、H24.10～2年間 2/3 反映、
H26.10 から新料金となる。

1回の平均改定率が10%を超える北見・端野地区の工業用と留辺蘂地区等の家畜・防除用については、2年毎に1/5ずつ反映し、平成32年10月から新料金となる。

住宅用・口径 13 mm： 20 m³使用料金(一月分) (税抜き：円)

地 区 名	H22.10～ 1/3 反映	H24.10～ 2/3 反映	H26.10～ 新料金
北見・端野地区	3,240	3,438	3,624
協和・緋牛内地区	4,162	3,902	
常呂町地区	3,528	3,576	
留辺蘂地区	4,472	4,042	
温根湯温泉・滝の 湯・瑞穂地区	4,472	4,042	

業務用・口径 13 mm： 20 m³使用料金(一月分) (税抜き：円)

地 区 名	H22.10～ 1/3 反映	H24.10～ 2/3 反映	H26.10～ 新料金
北見・端野地区	3,880	4,120	4,370
協和・緋牛内地区	5,570	4,960	
常呂町地区	3,776	4,074	
留辺蘂地区	4,640	4,500	
温根湯温泉・滝の 湯・瑞穂地区	4,640	4,500	

=参考= 道内他都市の状況（参考）

(1) 用途別・口径別・基本水量などの情報

地区名	用途区分	用途	口径別 (住宅)	基本水量 (m ³)	従量料金 逦増逦減
札幌市	有	住宅、住宅以外、浴場	無	10	有
旭川市	有	住宅、住宅以外、臨時	無	8	無
函館市	有	住宅、住宅以外、浴場	有	10	有
釧路市	有	住宅、住宅以外、浴場、臨時	無	8	無
苫小牧市	有	住宅、住宅以外、浴場、臨時	有	—	有
帯広市	有	住宅、住宅以外、浴場、臨時	有	—	有
小樽市	有	住宅、住宅以外、浴場、臨時	無	10	有
江別市	有	住宅、住宅以外、浴場、臨時	無	8	有
室蘭市	有	住宅、住宅以外、浴場	有	8	有
網走市	有	住宅、団体、営業、工業、浴場、臨時、鑑賞	無	8	無
紋別市	有	住宅、団体・営業、工業、浴場、臨時	無	8	無

(2) 料金水準の比較

住宅用・口径13mm、20m³使用（税抜き：円）

地区名	基本料金	従量料金	計
函館市	710	1,070	1,780
苫小牧市	890	1,540	2,430
室蘭市	880	1,575	2,455
旭川市	1,020	1,716	2,736
釧路市	1,103	1,884	2,987
小樽市	1,270	1,850	3,120
江別市	1,050	2,220	3,270
札幌市	1,320	2,000	3,320
網走市	1,322	2,292	3,614
北見市（新料金）	1,260	2,364	3,624
紋別市	1,160	2,484	3,644
帯広市	900	2,850	3,750
類似団体			3,363

2. 水道料金の算定

◎水道料金に関する法令

水道事業 使用者負担の料金収入により事業を展開する独立採算制を原則とした地方公営企業



料金に係る関係法令
○水道法～水道事業運営の基本法
○地方公営企業法～地方公営企業の経営の基本法

◎水道料金の考え方

水道法第14条第2項（供給規程）

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

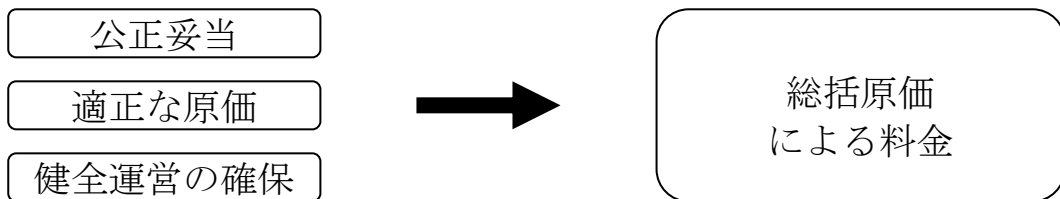
公正妥当な料金

料金の明確性

差別的取扱いの禁止

地方公営企業法第21条（料金）

- 一 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- 二 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。



◎水道料金の算定

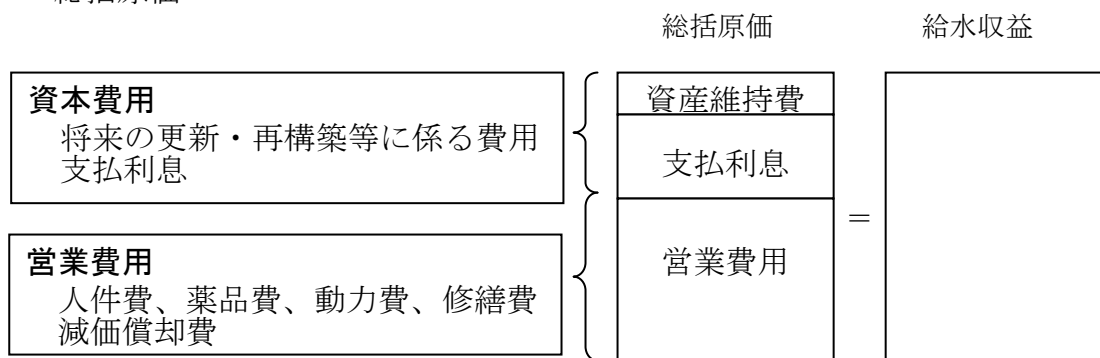
(1) 算定方法

水道料金算定要領 ((社)日本水道協会)

・総括原価方式

商品やサービスを提供するのに必要な原価をちょうど賄うだけの収入を得る水準に、料金を設定する。

・総括原価



※資産維持費（事業報酬）＝対象資産×資産維持率

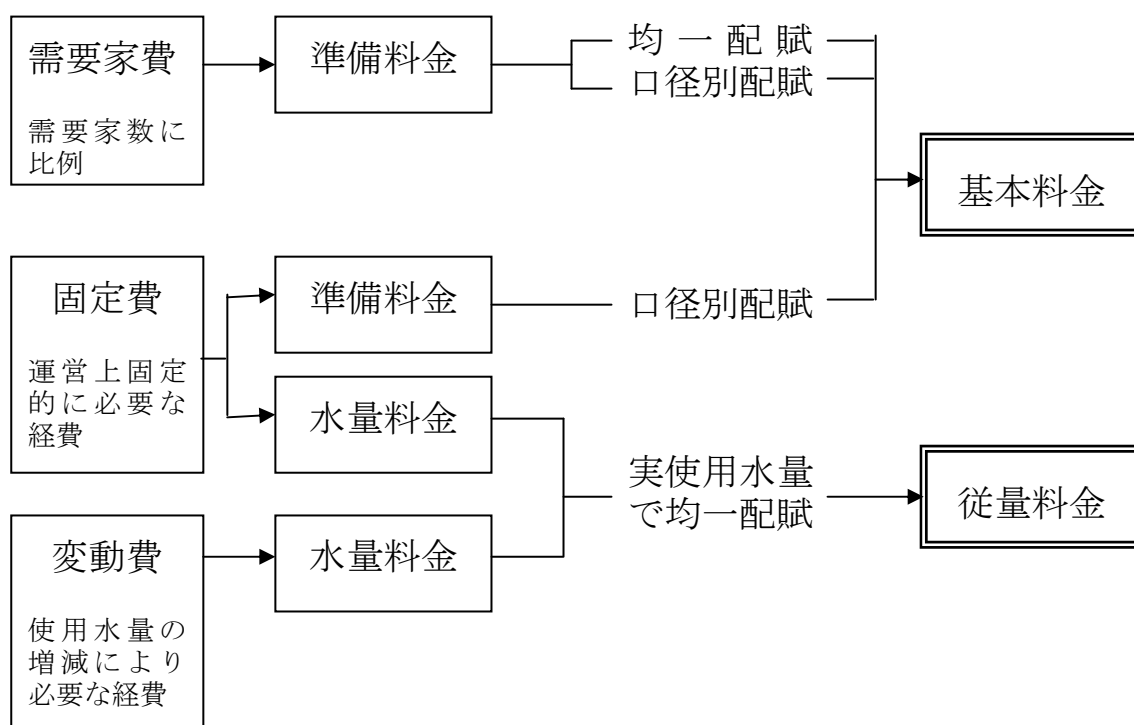
(2) 二部料金制

○基本料金（使用水量に係らず賦課する料金）

「需要家の数に比例し、必要な経費」～量水器設置費、徴収経費等
「運営上固定的に必要な経費」～施設維持管理経費、減価償却費等

○従量料金（使用水量により賦課する料金）

「使用水量の増減により必要な経費」～動力費、薬品費等
「その他固定費の一部」



(3) 料金算定期間

「水道料金算定要領」によれば、料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び事業者の経営責任の面など諸所の要素を考慮した場合、概ね3年から5年を基準として、適正な範囲で期間設定を図ることが妥当であると考えられています。

Ⅲ. 下水道事業の概要

●下水道事業実績（平成23年度末）

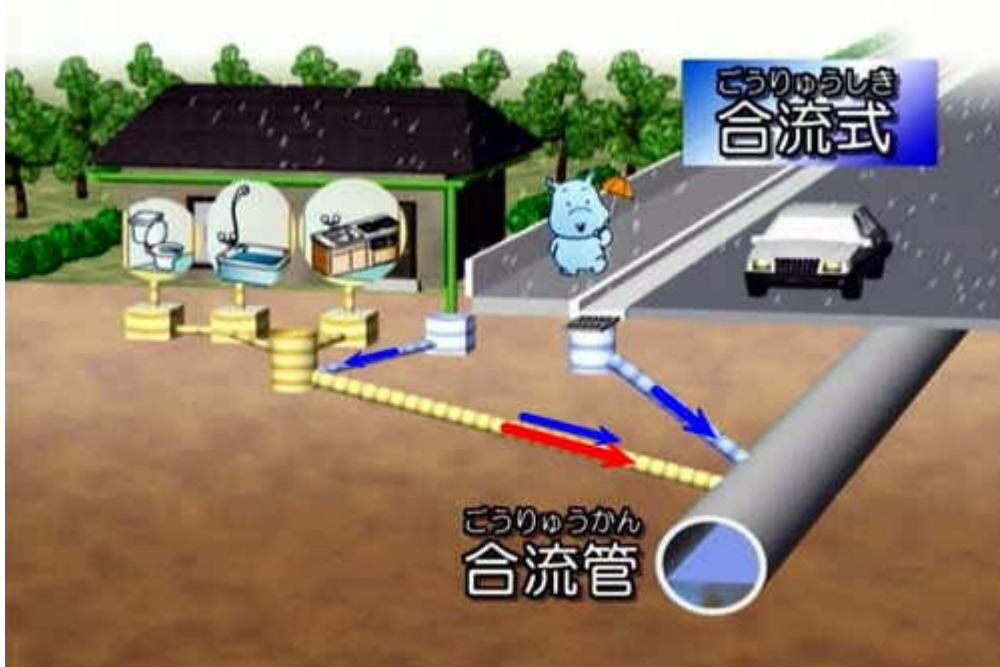
区 分	処理区域内 人口(人)	処理区域内 戸数(戸)	下水道普及 率(%)	水洗化率 (%)
北見処理区	105,171	52,252	97.58	98.75
端野処理区	3,768	1,560	73.48	96.68
常呂処理区	2,477	1,134	57.25	82.96
留辺蘂処理区	5,921	3,027	80.33	85.41

●下水処理施設

区 分	名 称	処理方法
北見処理区	北見市浄化センター	標準活性汚泥法
端野処理区	端野町下水道管理センター	オキシゲーションデイト法
常呂処理区	常呂終末処理場	回分式活性汚泥法
留辺蘂処理区	留辺蘂下水道管理センター	オキシゲーションデイト法

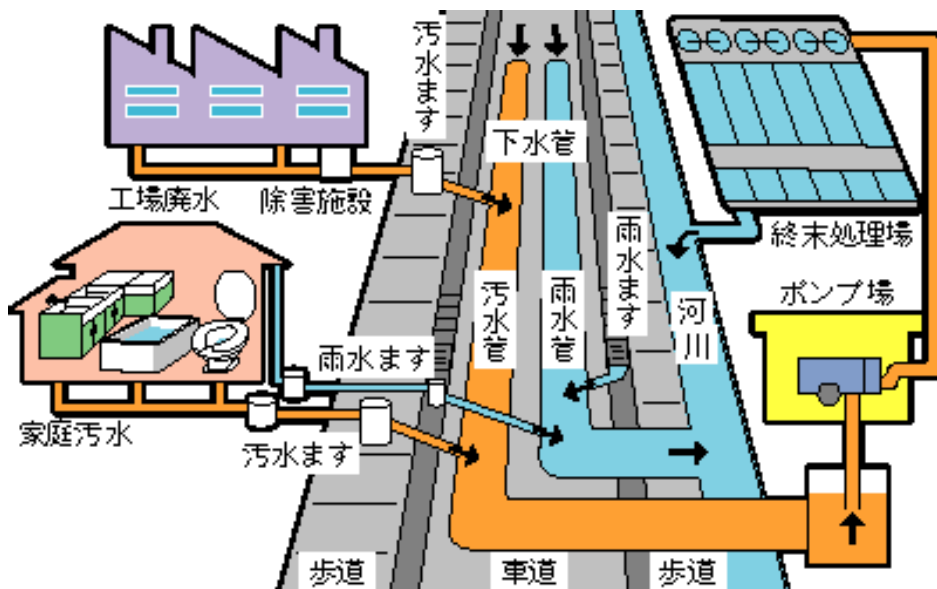
●合流式下水道

家庭から出される汚水と雨水桝から入る雨水とを 1 つの管で処理場に運ぶ方式



●分流式下水道

汚水と雨水を別々の管路に分けて処理場に運ぶ方式



IV下水道使用料について

1. 現在の使用料（平成22年10月1日改定）

月額料金表（税抜き）

（1月につき）

基本使用料	従量使用料	
	汚水の量	使用料（汚水1m ³ につき）
731円	8m ³ まで	73円
	9m ³ から500m ³ まで	155円
	501m ³ 以上	202円

住宅用、20m³使用（税抜き：円）

（1月分）

地区名	基本料金	従量料金	計
北見市	731	2,444	3,175

=参考= 道内他都市の状況（参考）

（１）区分・基本水量などの情報

地区名	区分	適 要	二部 料金	基本水量 (m ³)	従量使用料 累進
札幌市	無		有	10	有
旭川市	有	家庭用、家庭用以外	有	8	無
函館市	有	処理区、未処理区域	有	10	有
釧路市	有	処理区、未処理区	有	8	有
苫小牧市	有	一般用、業務用	有	8	有
帯広市	無		有	10	有
小樽市	有	家事用、業務用	有	10	有
江別市	無		有	8	有
室蘭市	無		有	8	有
網走市	無		有	8	無
紋別市	有	家事用、団体営業用、工業用	有	6	無

（２）使用料水準の比較

住宅用、20 m³使用（税抜き：円）

地 区 名	基本料金	従量料金	計
札 幌 市	600	670	1,270
苫 小 牧 市	1,030	1,056	2,086
江 別 市	810	1,320	2,130
小 樽 市	1,220	1,280	2,500
帯 広 市	1,290	1,410	2,700
函 館 市	1,370	1,370	2,740
旭 川 市	1,096	1,872	2,968
北 見 市	731	2,444	3,175
室 蘭 市	1,230	2,100	3,330
紋 別 市	1,216	2,128	3,344
網 走 市	1,574	2,364	3,938
釧 路 市	1,538	2,556	4,094
類 似 団 体			2,816

2. 下水道使用料の算定

◎下水道使用料に関する法令

下水道事業 使用者負担の料金収入により事業を展開する独立採算制を原則とした地方公営企業



料金に係る関係法令
○下水道法～下水道事業運営の基本法
○地方公営企業法～地方公営企業の経営の基本法

◎下水道料金の考え方

下水道法第20条第2項

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

公正妥当な料金

料金の明確性

差別的取扱いの禁止

地方公営企業法第21条（料金）

水道事業と同様

◎下水道使用料の算定

（1）算定方法

（社）日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的な考え方」を基本に、公費及び私費の負担区分に基づき算出された使用料対象経費を個々の使用者の使用実態に応じて配分された個別原価に基づき設定する。

（2）二部料金制

水道事業同様

（3）料金算定期間

水道事業同様

V. 前回の答申内容について

- ・ 答申年月日

平成 21 年 11 月 12 日（諮問：平成 19 年 6 月 13 日）

- ・ 答申内容（抜粋）

1. 料金体系

- ① 合併後、地区ごとに設定している料金を統一料金とする。

- ② 基本料金と従量料金の 2 部料金制とし、基本水量は設定しない。

- ③ 水道料金は口径別料金とし、用途は住宅用と住宅用以外とする。
浴場用は、法令等の趣旨を鑑み、据え置きとする。

- ④ 下水道使用料は、8 m³、500 m³を基準とし累進使用料制を採用する。

2. 料金改定について

- ① 算定期間は、平成 22～25 年度の 4 年間とし、総括原価で算定。

- ② 改定率については、水道料金 12.5%、下水道使用料 11.87%。

- ③ 水道事業は、内部留保資金を勘案し、激変緩和措置を行う。

3. 意見

- ① 急激な負担変更に対する配慮

- ② 企業努力

- ③ 市民周知

- ④ 料金等の見直し期間

今回の料金算定については、平成 22～25 年度までを算定期間として、改定を行ったが、適正な料金負担のあり方を考慮し、今後についても、4 年毎に料金等の見直しの議論を行うこと。

- ⑤ 制度の統一

◎今後の日程について

日程（案）

平成 25 年度	5 月	市長から諮問
	6 月～	審議を開始
	10 月	答申